

千葉市後期高齢者医療保険料納付方法の変更に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）第23条第3号の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の納付方法の変更等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び政令の例による。

(申出)

第3条 政令第23条第3号の規定による納付方法の変更を希望する被保険者（以下「申出者」という。）は、後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書（様式第1号）（以下「申出書」という。）に口座振替依頼書兼自動払込利用申込書控の写しを添えて、区長に提出しなければならない。ただし、口座振替依頼書兼自動払込利用申込書または Web 口座振替受付サービスにより、申出を行った場合には、申出書と保険料を口座振替で納付することを証明する書類を省略することができる。

(審査及び承認)

第4条 区長は、前条の規定による申出があったときは、次の（1）及び（2）に掲げる条件に該当する場合、納付方法の変更を認めるものとする。

（1）後期高齢者医療保険料について滞納がないこと

（2）後期高齢者医療保険料加入前の国民健康保険料について滞納がないこと

2 前項の規定に関わらず、区長が認める場合は納付方法の変更をすることができる。

(通知)

第5条 区長は、前条の規定により、納付方法の変更を認める決定をしたときは、後期高齢者医療保険料納付方法変更承認通知書（様式第2号）により、申出者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定により、納付方法の変更を認めない決定をしたときは、後期高齢者医療保険料納付方法変更不承認通知書（様式第3号）により、申出者に通知するものとする。

3 前条の場合において、別の方法により、納付方法の変更に係る決定を通知した場合は、この限りでない。

(申出の取下げ)

第6条 申出者は、第3条の規定による申出を取り下げる場合は、後期高齢者医療保険料納付方法変更取下げ書（様式第4号）を区長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第7条 区長は、第4条第1項の規定により納付方法の変更を認める決定をした申出者について、納付方法の変更後に保険料の口座振替不能が続き、今後も口座振替不能の恐れが高いと判断する場合には、後期高齢者医療保険料納付方法変更の取消し予告通知書（様式第5号）により、

当該決定の取り消しを申出者に予告するものとする。

2 区長は、前項の規定により予告したにも関わらず、口座振替不能となった場合には、後期高齢者医療保険料納付方法変更の取消し通知書（様式第6号）により、第3条の規定による申し出を取消し、特別徴収を再開できるものとし、申出者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。